

佐賀県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年八月四日から平成二十一年九月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	幅員 延長
一般国道 二〇七号	鹿島市大字井出字二の谷四二九番地先から 鹿島市大字常広字田代一〇六番二地先まで	後 二二・六 八・四
	鹿島市大字井出字二の谷四二九番地先から 鹿島市大字常広字田代一〇六番二地先まで	前 二二・八 八・四
一般国道 四四四号	鹿島市大字常広字田代七一 番一〇地先から 鹿島市大字井出字参の柳一四 六四番三地先まで	後 二二・六 八・四
	鹿島市大字常広字田代七一 番一〇地先から 鹿島市大字井出字参の柳一四 六四番三地先まで	前 二二・八 八・四